

事 務 連 絡
令和8年（2026年）8月31日

各地域包括支援センター長 様
各居宅介護支援事業所 管理者 様
各指定居宅サービス事業所 管理者 様
各介護保険施設長 様
各指定介護予防サービス事業所 管理者 様
各住宅改修事業所 管理者 様
各福祉用具販売・貸与事業所 管理者 様
各区役所福祉課長 様

熊本市介護保険課長 澤見 財大

令和8年熊本地震で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて（その2）

令和8年熊本地震で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについては、下記のとおりとなりますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

（令和8年（2026年）8月19日付事務連絡「令和8年熊本地震で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて」から下線部を更新しています。）

記

1. 下記の要件（1）（2）のいずれにも該当する方には、令和8年11月末までの介護サービス分の利用料を徴収せず、利用料を含めて10割を国保連等へ請求してください。

（1）別紙1の猶予実施市町村に該当する市町村の介護保険法第9条の被保険者であること。

（2）令和8年熊本地震により、次のいずれかの申し立てをした方であること。

- ①住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2. 取扱いの期間は、令和8年7月1日から令和8年11月末日までの介護サービス分です。

（今後の状況によって延長する可能性があります。）

3. 上記1（2）の申し立てを行った方については、被保険者証等により保険者が別紙1の猶予実施市町村に該当する熊本県内の市町村であることを確認するとともに、当該者の1（2）の申し立て

の内容を利用者に関する書類に簡潔に記録するようにしてください。

ただし、被保険者証が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載するようにしてください。

4. 介護保険施設等における食費・居住費については、現行どおり徴収してください。（福祉避難所としての食費・居住費については、別途災害救助法に基づく支援が可能）
5. 介護報酬等の請求については、請求明細書の「請求額集計欄」の保険分または事業分の給付率に100と、利用者負担額に0と記載して請求してください。
6. 本市の被保険者における具体的な取扱いについては別紙2のとおりです。2に記載する期間（令和8年11月末まで）の利用料の減免にあたっては、被保険者からの申請は不要です。減免制度は保険者により手続き方法が異なる場合がありますので、必要に応じてご確認をお願いします。

<参考通知・パンフレット>

厚生労働省ホームページ（リンク）

- ・令和8年熊本地震による被災者に係る利用料等の 介護サービス事業所等における取扱いについて（関係団体）
- ・令和8年熊本地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（リーフレット）
- ・令和8年熊本地震で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて（リーフレット）
- ・令和8年熊本地震に伴う災害の被災者に係る介護サービスの利用料の取扱いに関するQ&A及び介護保険の利用料減免の取扱要綱について
- ・令和8年熊本地震による災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて（7月サービス提供分）（その2）

熊本市 健康福祉局 高齢者支援部
介護保険課 認定給付班

TEL 096-328-2347

FAX 096-327-0855

猶予実施市町村 (令和 8 年 8 月 7 日時点)

1	熊本県	熊本市
2		八代市
3		水俣市
4		山鹿市
5		菊池市
6		宇土市
7		上天草市
8		宇城市
9		天草市
10		合志市
11		下益城郡美里町
12		菊池郡大津町
13		菊池郡菊陽町
14		阿蘇郡西原村
15		上益城郡御船町
16		上益城郡嘉島町
17		上益城郡益城町
18		上益城郡甲佐町
19		八代郡氷川町
20		葦北郡芦北町
21		葦北郡津奈木町

令和 8 年熊本地震で被災した被保険者の利用料の取扱いについて

1. 手続きの流れ

(1) 住家が全壊・半壊の場合

①被保険者より住家（借家含む）が全壊又は半壊の申し出



②事業所は「り災証明書の申請をしているか」を口頭で確認のうえ、11 月末までの利用料徴収を猶予し、国保連に 10 割請求してください。

(2) 主たる生計維持者の死亡、失職等の場合

①被保険者より主たる生計維持者の死亡、失職等の申し出



②事業所は 11 月末までの利用料徴収を猶予し、国保連に 10 割請求してください。

2. 留意事項

- 今回の特例的な取扱いは 11 月末までであり、12 月以降の利用料の減免については通常の取扱い（必要書類を添えて被保険者が申請し、保険料段階に応じて減免証を交付）となる見込みです。具体的な減免手続きについては 10 月中を目途に通知を行う予定です。
- 既に支払われている利用料は還付を行いますが、被保険者の還付申請に対する負担に鑑み、本市においては、原則として事業者から被保険者への還付（国保連合会に対する過誤申立及び再請求）による対応とします。可能な限りご協力いただきますようお願いします。
- 7 月サービス提供分についても、実務上、全額（10 割）を請求することとし、猶予（還付）する利用料について日割り計算する必要はありません。
- 住宅改修費、特定福祉用具購入費についても、利用料減免の対象となります。この場合、区役所窓口での手続きの際にり災証明書の確認を行います。詳しくは別途、事務連絡を送付します。
- 後日、市がり災証明書や離職証明書、所得証明書の内容を確認することがあります。
- 申告により利用料の猶予・免除を受けたものの、り災証明書の申請を行っていない等、対象者に該当しないことが判明した場合、市から被保険者に対して利用料を請求する場合があります。